

第2次 椎葉村男女共同参画基本計画



令和5年～令和9年

椎 葉 村

男女共同参画社会の実現をめざして

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会とは、人権が尊重され、自分らしく、そして安心して暮らすことのできる社会の実現であります。さらに、本格的な人口減少社会を迎えたなか、職場、家庭や地域など様々な分野における女性の参画拡大はますます重要性を増しており、男女共同参画社会の実現は重要な課題となっております。

本村では、相互扶助「かて〜り」の精神を活かした村づくりを進める中、平成25年3月に「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定し、平成30年4月には「椎葉村男女共同参画基本計画」を策定し、計画に沿った様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、固定的な性別役割分担の意識は依然として根強く残っており、令和4年度に実施した村民意識調査でも同様の結果となっております。このような状況がワーク・ライフバランスの実現の妨げとなり、女性参画の阻害要因になっているものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、本村における男女共同参画社会の実現に向けた計画的な取り組みを推進するため、「第2次椎葉村男女共同参画基本計画」を策定しました。また、本計画は「椎葉村DV防止基本計画」として一体的に推進することとしています。

今後は、推進条例に掲げる6つの基本理念のもと、一人ひとりが大切にされ、誰もが「夢」「いきがい」「幸せ」を持ちながら暮らしていける社会の実現に向けて、村民の皆様や関係機関の方々と共に連携してまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「椎葉村男女共同参画審議推進委員会」の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました村民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

椎葉村長 黒木 保隆



◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1章	計画の概要	3
1.	計画策定の趣旨	4
2.	計画の性格	5
3.	計画の期間	5
第2章	計画策定の背景	6
1.	国の動き	7
2.	宮崎県の動き	8
3.	椎葉村の動き	9
第3章	計画の基本的な考え方	10
1.	基本理念	11
2.	計画の体系	12
第4章	計画の内容	13
	基本目標 1	
	あらゆる場における男女共同参画社会についての学習の推進	14
	基本目標 2	
	男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し	16
	基本目標 3	
	仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備	20
	基本目標 4	
	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備	25
	基本目標 5	
	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	28
	基本目標 6	
	男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備と地域づくり活動の推進	31
	参考資料	35

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成12年12月に基本法に基づく国の計画として初めての男女共同参画基本計画が策定され、改定を重ねながら、様々な取り組みが進められてきました。

本村においては、平成25年3月に「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定し、本村の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、このたび「第2次椎葉村男女共同参画基本計画」を策定しました。

本村を取り巻く、社会・経済環境の大きな変化を背景に、地域生活課題は多様化・高度化しています。このような変化に対応し、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するためには、地域づくりに関わるあらゆる取り組みが、すべての人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。

そのためには、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題であり、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

一方、平成27年9月には、自らの意思によって働き又は働こうとする女性の活躍を推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布されました。当法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けており（常時雇用する労働者数が300人以下の民間事業者については努力義務）、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に展開するための指針として本計画を策定します。

2. 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき策定する法定計画です。
- (2) 本計画は、「椎葉村男女共同参画推進条例」（平成25年3月19日条例第14号）第10条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を上位計画とし、「第6次椎葉村長期総合計画」やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定しました。
- (4) 本計画は、本村の特性を考慮し、村民の意見を反映するために、令和4年度に実施した「第2次男女共同参画基本計画策定に係るアンケート」の結果や椎葉村男女共同参画審議推進委員会からの答申などを踏まえて策定しました。
- (5) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく本村における推進計画として位置付けます。
推進計画該当部分：第4章 基本目標5
- (6) 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく本村における基本計画として位置付けます
基本計画該当部分：第4章 基本目標4

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とする令和9年度までの5年間とし、実施事業については、必要に応じて見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。

第2章 計画策定の背景

1. 国の動き
2. 宮崎県の動き
3. 椎葉村の動き

1. 国の動き

(1) 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱として、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2（2020）年12月に閣議決定されました。この計画では、新型コロナウイルス感染症感染拡大による女性への影響やデジタル化社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流を踏まえ、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会をめざすため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組を進めることなどが強調されています。

(2) 関係法の制定・改正

① 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30（2018）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者数についての目標を定めるなど、自主的な取組に努めることが示されました。

② 「女性活躍推進法」の改正

令和元（2019）年6月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし認定）が創設され、さらに令和4（2022）年4月からは、一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されることとなりました。

③ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等」の改正

令和元（2019）年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主が職業におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことを義務づけるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益な取り扱いを禁止すること等が定められました。

④ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の改正

令和元（2019）年12月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、令和3（2021）年1月から、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが可能となりました。

(3) 「少子化社会対策大綱」の策定

令和2（2020）年5月に、総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和7（2025）年までに男性の育児休業取得率を30%とするなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすい環境の整備を促進することなどが示されました。

(4) 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の作成

令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、地方公共団体が災害対応にあたって取り組むべき事項が示されました。

(5) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2（2020）年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2（2020）年度から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法に関する検討、被害者支援の充実、加害者対策の推進、教育・啓発の強化などに取り組むことが示されました。

2. 宮崎県の動き

(1) 「第3次みやざき男女共同参画プラン」の策定

県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえて、施策の全体的な枠組みやその方向性と具体的施策を示すものとして、平成29（2017）年3月に「第3次みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。

(2) 「第4次DV対策宮崎県基本計画」の策定

社会情勢や配偶者暴力防止法の改正内容、国の基本的な方針、ストーカー規制法の改正内容を踏まえ、平成31（2019）年3月に「第4次DV対策宮崎県基本計画」が策定されました。

(3) 「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえ、令和2（2020）年3月に「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

(4) 「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

宮崎県の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和2（2020）年3月に、保護者に対する就労の支援や教育、経済的支援などを対策の柱として「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

3. 椎葉村の動き

(1) 体制の整備

平成24年8月に、本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために、村長を会長とした庁議メンバーを委員とする「男女共同参画推進連絡会議」を設置しました。

平成25年1月に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の重要事項や基本計画の進捗状況について調査審議する「椎葉村男女共同参画審議会」を設置しました。

平成25年3月に男女共同参画基本法の趣旨を踏まえた椎葉村男女共同参画推進条例を制定しました。

(2) 「椎葉村男女共同参画審議推進委員会」の設立

基本計画に対する「審議」のみにとどまらず、「推進」することも必要であるとの観点から、これまでの「男女共同参画審議会」に以前から男女共同参画を啓発推進してきた「いきいき女性アドバイザー」を加え、平成28年4月から「男女共同参画審議推進委員会」と名称を変え、様々な活動を展開することとしました。

(3) 「椎葉村男女共同参画基本計画」の策定

平成25年3月に男女共同参画基本法の趣旨を踏まえた「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定したことから、平成27年に第3次男女共同参画基本計画に対応した「椎葉村男女共同参画基本計画」を策定しました。

(4) 「椎葉村男女共同参画基本計画（改訂版）」の策定

平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布されたことを受け、「椎葉村男女共同参画基本計画」を法第6条第1項に基づく本村における推進計画として位置付けるとしたことから、平成30年4月に「椎葉村男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定しました。

(5) 「第2次椎葉村男女共同参画基本計画」の策定

「椎葉村男女共同参画基本計画（改訂版）」が令和4年度で計画期間が終了することを受け、「第2次椎葉村男女共同参画基本計画」を策定しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

2. 計画の体系

1. 基本理念

この計画は、「椎葉村男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

椎葉村男女共同参画推進条例に掲げる

6つの基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人の尊厳が重んじられること、性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

男女共同参画の推進にあたっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮させなければならない。

(3) 施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、村における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(5) 性と生殖に関する健康・権利の尊重

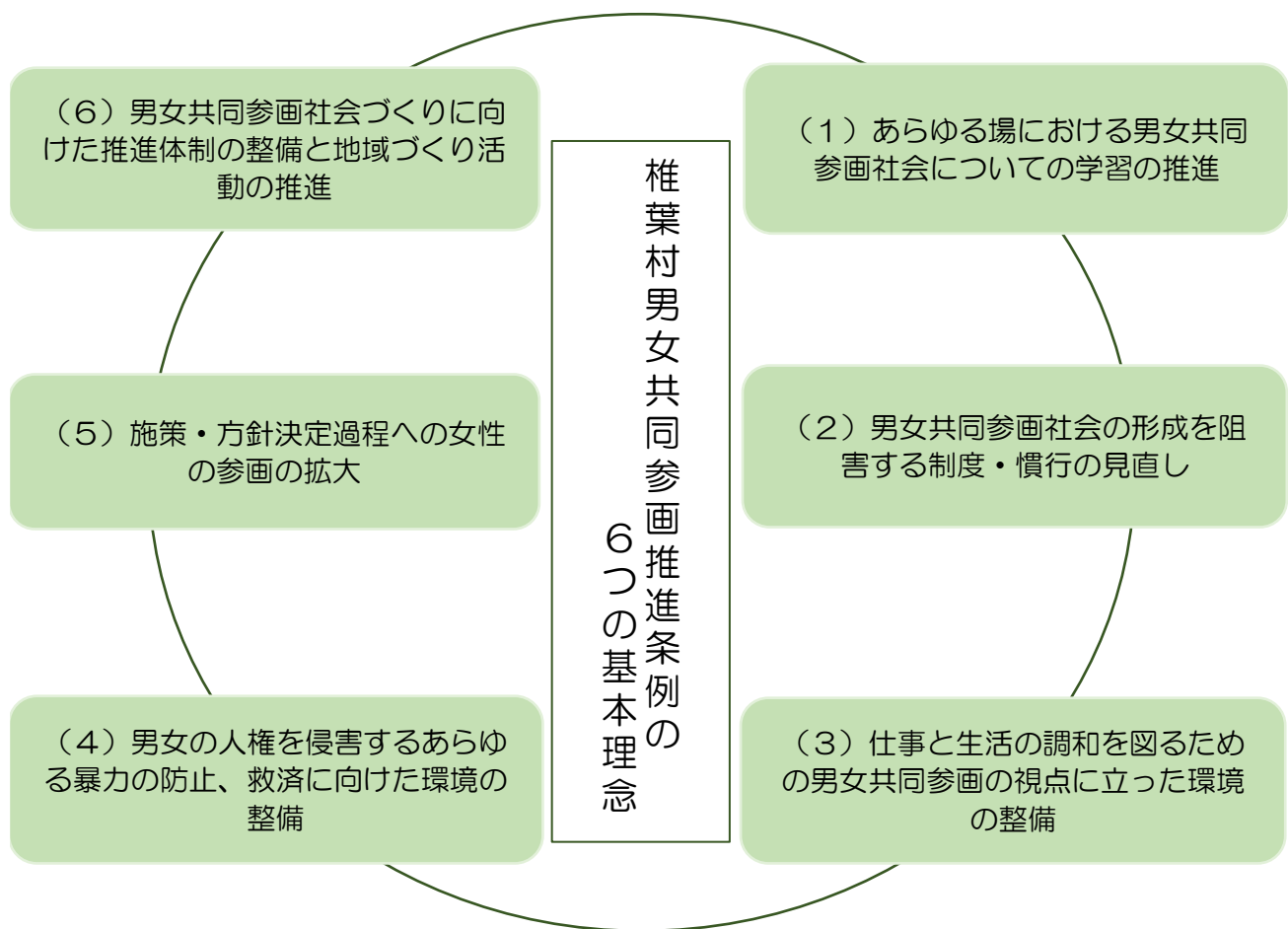
男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。

2. 計画の体系

男女共同参画社会の形成



第4章 計画の内容

基本目標1

あらゆる場における男女共同参画社会についての学習の推進

基本目標2

男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し

基本目標3

仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った
環境の整備

基本目標4

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた
環境の整備

基本目標5

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本目標6

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備と地域づくり
活動の推進

基本目標1

あらゆる場における男女共同参画社会についての学習の推進



【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に向けては、村民1人1人の男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習が基礎となり、「椎葉村男女共同参画推進条例」第11条においても「教育及び学びの推進」を規定しています。

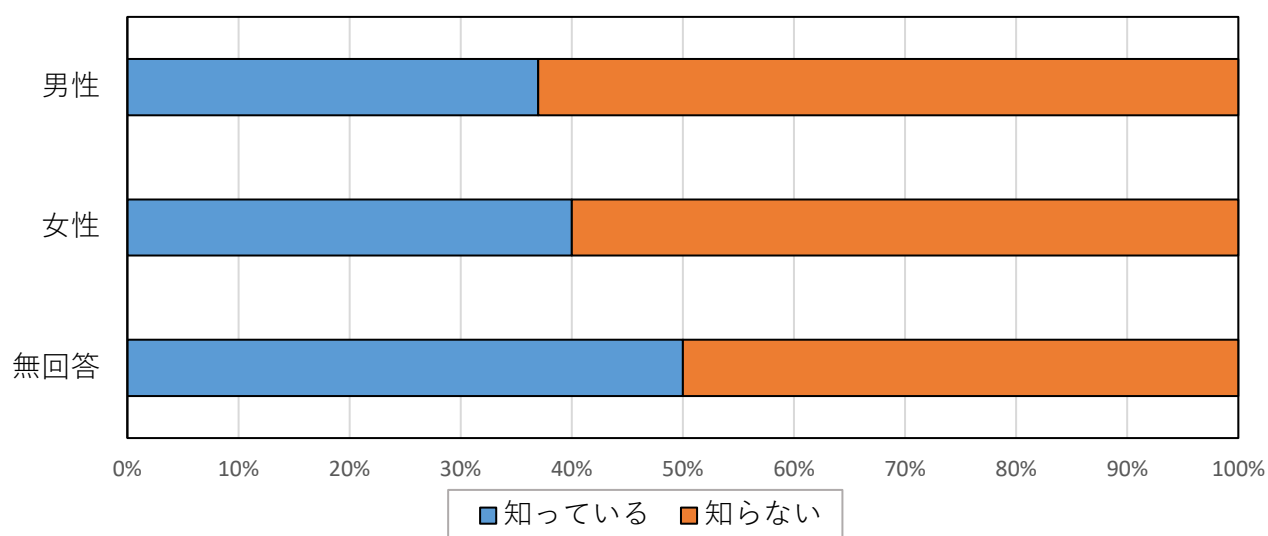
持続可能な開発目標（SDGs）では「ジェンダー^{※1}平等を実現しよう」が目標の1つとして掲げられています。しかし、2022年7月に発表されたジェンダー・ギャップ指数^{※2}において、日本は146カ国中116位となり先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国より低い結果となっています。

令和4年度に実施した「第2次男女共同参画基本計画策定に係るアンケート」において、持続可能な開発目標に「ジェンダー平等を実現しよう」が入っていることの知名度について調査したところ、男女ともに過半数が「知らない」と回答しました。

上記アンケート結果における「ジェンダー平等を実現しよう」の知名度の低さは、学習機会の提供の少なさをうかがわせる結果となっています。男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画についての理解の深化を図る教育・学習が必要です。

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において相互の連携を図りつつ、様々な世代を対象に学習機会の提供を行います。

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標



用語解説

※1 ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別のこと。

※2 ジェンダー・ギャップ指数：経済・政治・教育・健康の分野で男女格差を測ったもの。

【施策の方向】

事業番号	具体的な取り組み	内容	担当課
1	男女共同参画社会についての情報提供の充実	男女共同参画についての理解を深めるため、広報誌ややまびこ通信などあらゆる媒体と多様な機会を活用して広報・啓発に努めます。	総務課
2	職員研修の提供	男女共同参画意識の向上を図るために、行政職員や教職員、保育士等への研修会への参加を積極的に働きかけます。	総務課
3	様々な場における学習機会の提供	男女共同参画についての正しい知識が深まるよう生涯学習や社会教育の講座において学習機会の提供を行います。また、自治会や家庭教育学級、老人クラブ・女性団体・青年団等の各種団体への学習機会の提供に努めます。	教育委員会
4	男女共同参画の視点に立った教育進路指導の実施	児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、職場見学や職場体験学習を実施します。また、進路指導の際、男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択がされるよう教職員への情報提供に努めます。	教育委員会

【数値目標】

指標	現状	令和9年度の目標数値
男女共同参画の理解を深めるための研修等を行った回数	0回 (令和4年度)	5回

基本目標2

男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し



【現状と課題】

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない状況があり、本来尊重すべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となることがあります。

このような固定的な性別役割分担意識^{※3}に基づく制度や慣行は、暮らしの隅々に関わっており、無意識のうちに人々の男女共同参画意識に影響を及ぼしています。

令和4年度に本村が実施した計画策定に係るアンケートにおいて、分野別の男女平等感を尋ねたところ、「平等である」の回答が最も多かったのは、男性が「家庭生活の場や地域活動、結婚や葬式などの習慣やしきたり」で38.6%、女性が「学校生活の場や就労環境」で24.2%となりました。すべての質問において、男女ともに「平等である」の回答は40%を下回っています。

一方、「男は仕事、女は家庭に象徴される性別によって社会的な役割や仕事を分担するという考え方についてどう思いますか」という質問においては、男女ともに「反対」・「どちらかといえば反対」が「賛成」を上回っています。

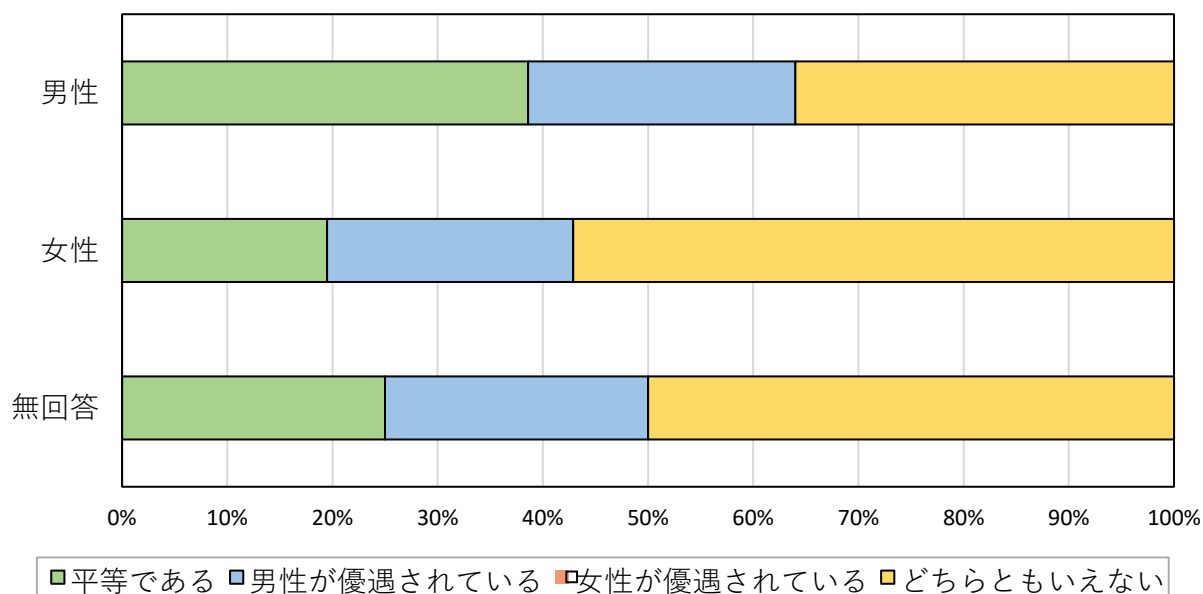
「賛成」・「どちらかといえば賛成」と答えた方の理由として最も多かったのは「家事・育児・介護と両立しながら妻が働き続けることは大変だと思うから」というものでした。「日本の伝統的な家庭のあり方だと思うから」や「自分の両親も役割分担をしていたから」の回答もあり、前述した「平等である」の回答数とあわせて見ると、自然と意識付けられた固定的な性別役割分担の考えが社会制度や慣習・慣行に影響を及ぼしていることが分かります。

広報・啓発や学習機会の提供などを通して、人々の活動の場である家庭・職場・学校・地域コミュニティ等において、固定的な性別役割分担意識を助長するものや性別による機会の不平等をもたらすものがないか等見直すべき制度や慣行について、住民と行政職員の主体的な気づきが拓かれるよう努めます。

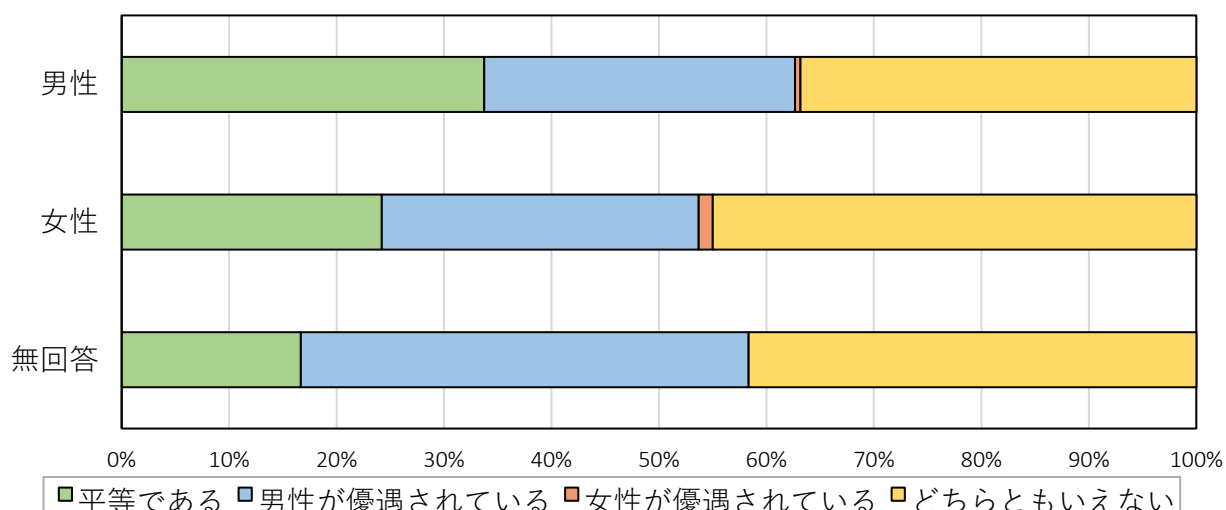
用語解説

※3 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

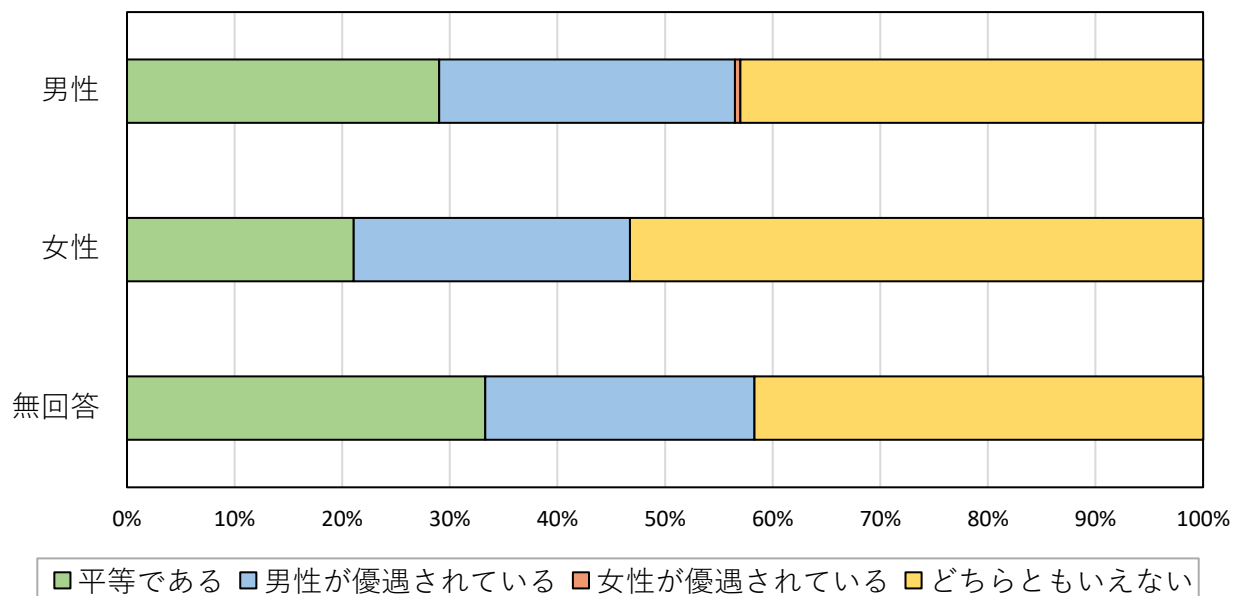
家庭生活の場や地域活動、結婚や葬式などの習慣やしきたり



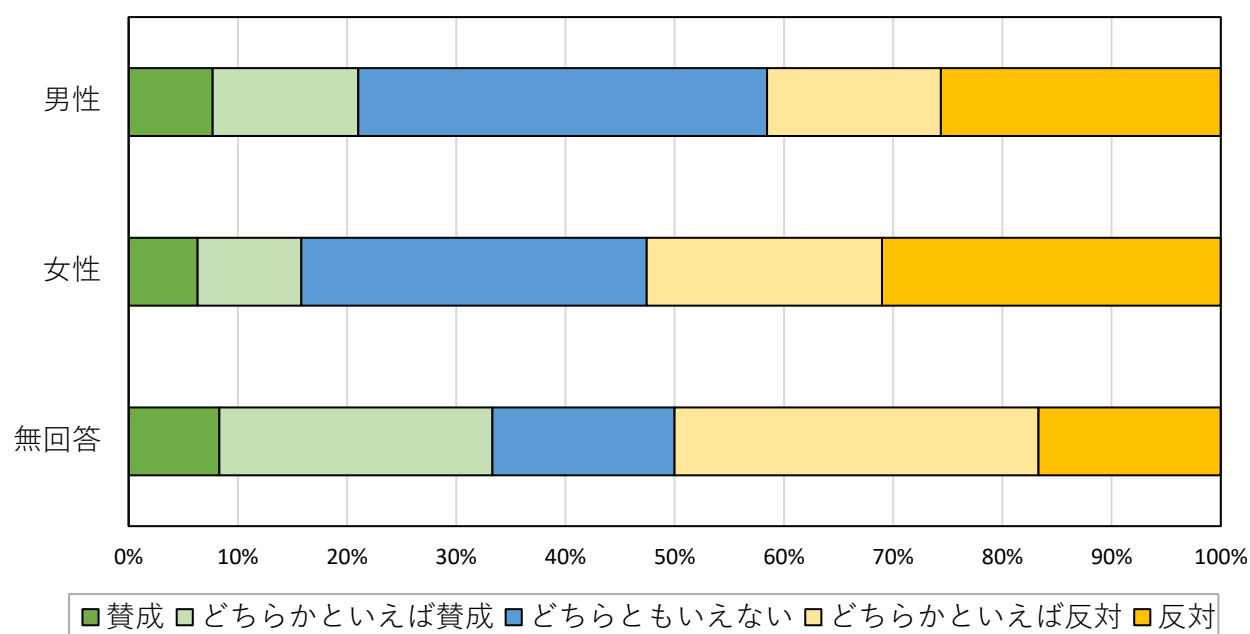
学校生活の場や就労環境



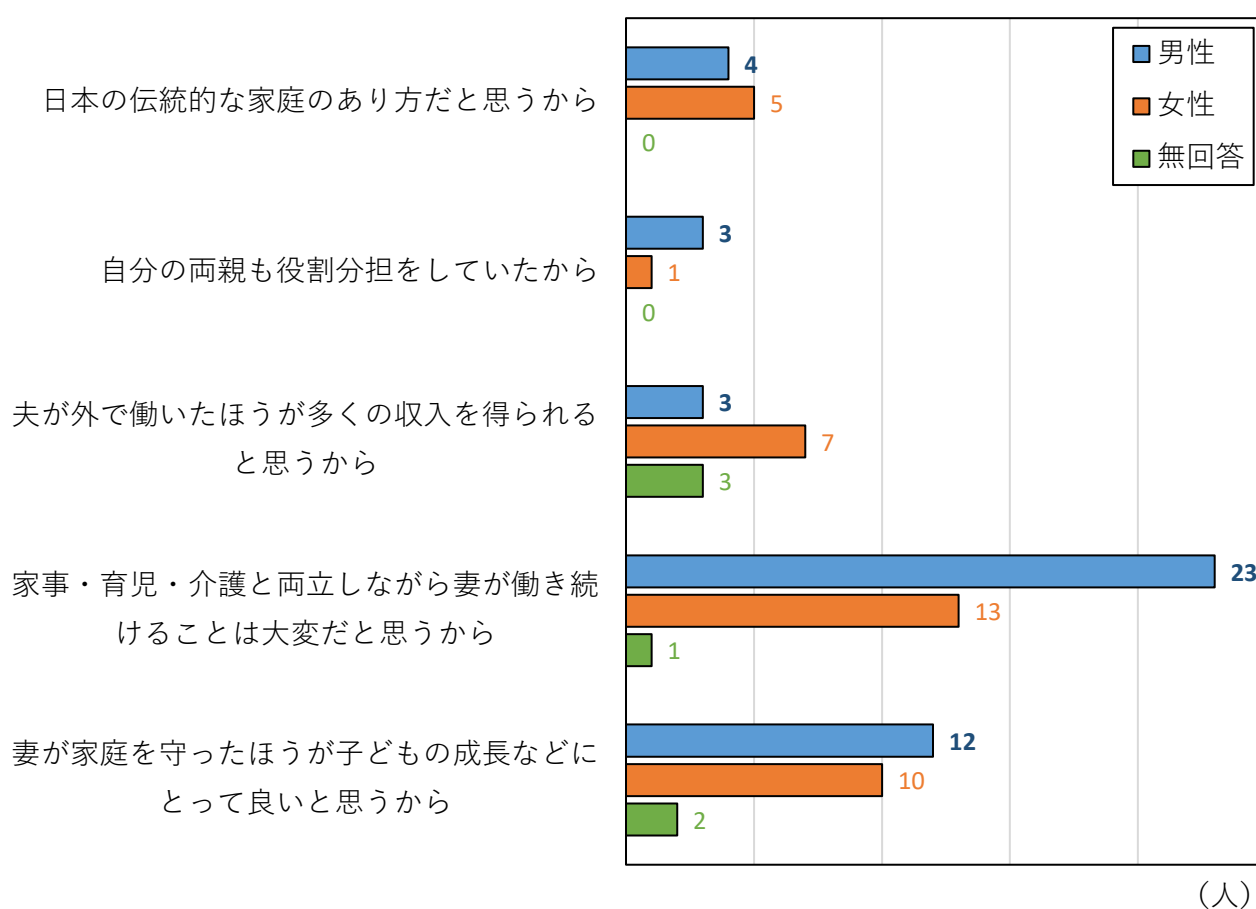
法律や制度の面・社会全体



「男は仕事、女は家庭」に象徴される性別によって社会的な役割や仕事を分担す



上記質問に「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えたのはなぜですか。



【施策の方向】

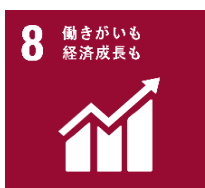
事業番号	具体的な取り組み	内容	担当課
5	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	性別による固定的性別役割分担意識を変えることにより、男女が共に家庭責任を果たすための料理教室等の学習機会を提供します。その際、子どもや男性の家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を行います。	福祉保健課 教育委員会
6	地域運営における慣行の見直し	地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しの促進を図ります	教育委員会
7	あらゆる場における男女共同参画の推進	家庭・職場・地域など様々な場において固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や制度の見直しのための広報・啓発に努めます。	総務課
8	行事やイベント等における慣行の見直し	行事・イベント等での、役割分担を決定する過程において、性別に関わりなく一人ひとりの意見が反映されたものとなるよう、積極的な見直し、改善に努めます。	関係各課

【数値目標】

指標	現状	令和9年度の目標数値
社会全体で男女が平等であると回答した人の割合	25.8% (令和4年度)	50.0%

基本目標3

仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備



【現状と課題】

男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず誰もが多様な生き方の選択ができることが重要です。人生のそれぞれの段階において、主体的に希望するバランスで仕事と家庭のみならず、様々な分野での活動に関わることができる「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）※4が可能な就業環境の整備が求められています。

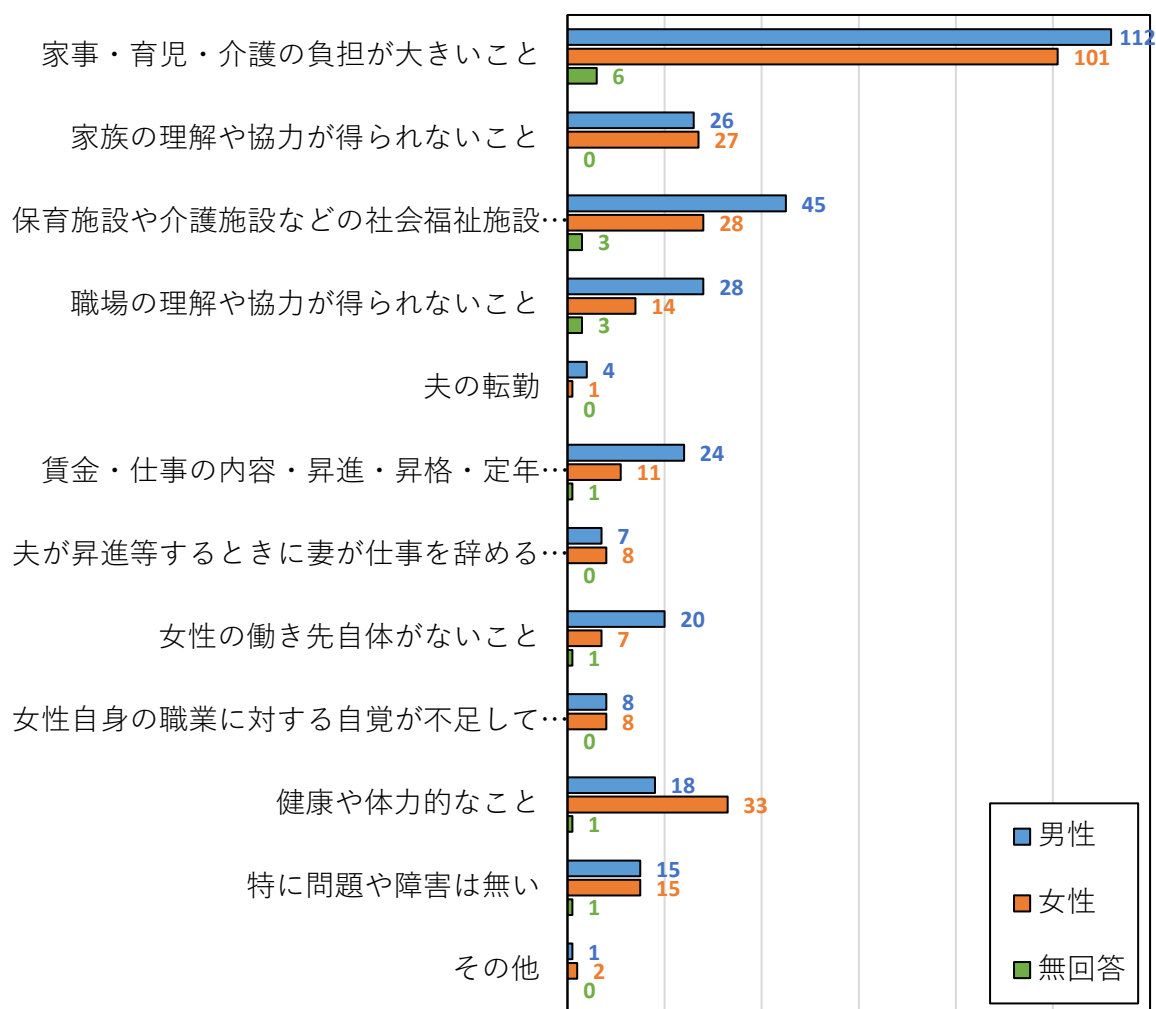
令和4年度に実施した計画策定に係るアンケートにおいて、女性が働き続けるうえで問題や妨げになっていること、男性の育児休業取得率に焦点を当てた質問をしました。「女性が働き続けるうえで特に問題や妨げになっていることは何だと思いますか」という質問に対して、最も回答が多かったのは男女ともに「家事・育児・介護の負担が大きいこと」となり、このことから家庭生活の中で気づかぬうちに固定的な性別役割分担の意識が潜んでいる可能性があることがうかがえます。「男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いますか」の質問においては、男女ともに「職場に取りやすい雰囲気がないから」の回答が最も多く、次いで「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」となり、職場の雰囲気や職場内の人への気遣いが育児休業を取得することへの躊躇につながっていることが分かります。

同調査において、「女性も男性も仕事と家庭生活・地域活動を両立するために特にどのようなことが必要だと思いますか」という質問に対して、男女ともに最も多かったのは「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」となりました。このことから、男性の育児休業取得促進のための啓発と誰もが働きやすい就業環境の整備のための情報提供を事業所に対して行います。仕事と生活の場を同じくする農林・畜産業、商工自営業においても男女共同参画の視点に立った就業環境の整備を促します。女性の回答で2番目に多かった「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」という点について、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行い、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。

用語解説

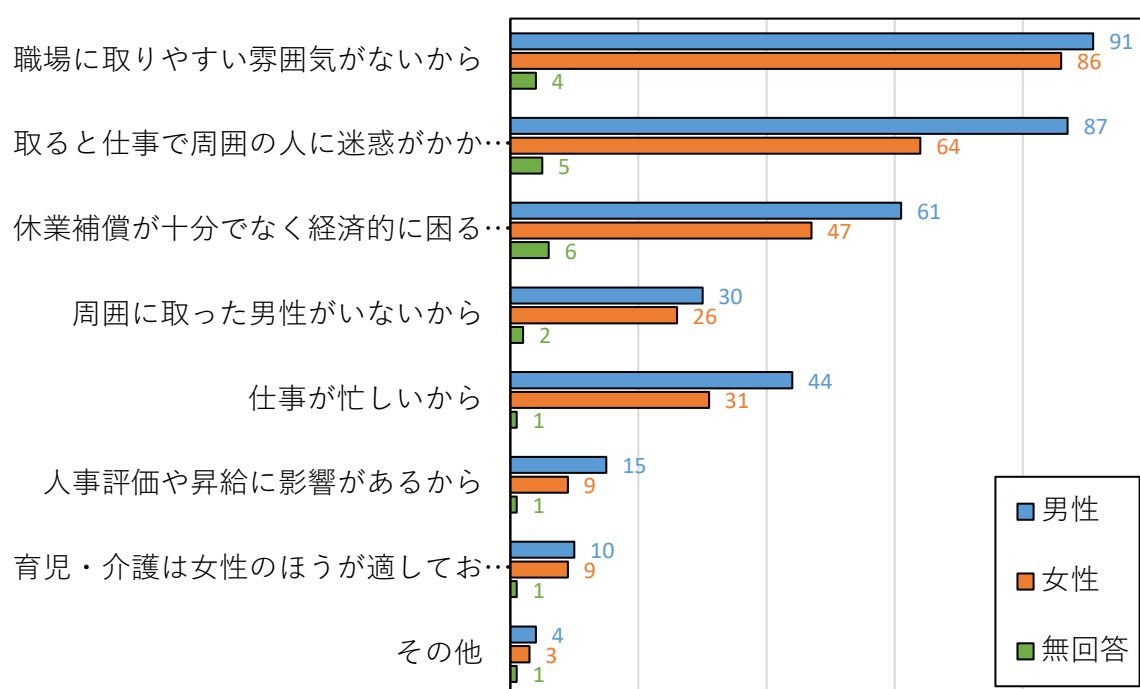
※4「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

あなたは女性が働き続ける上で特に問題や妨げになっていることは何だと思いますか。（複数回答可）



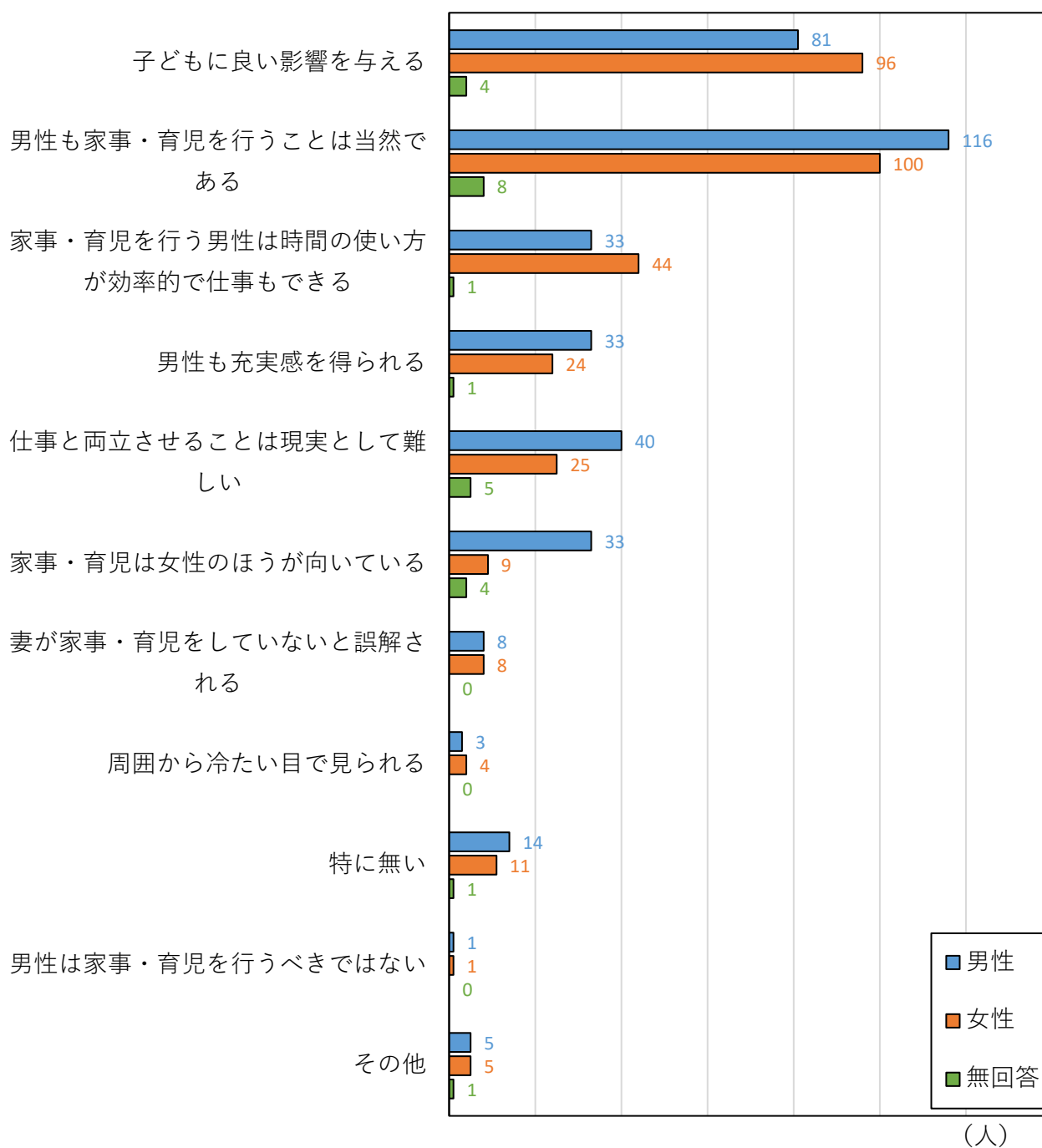
(人)

男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いますか。（複数回答可）

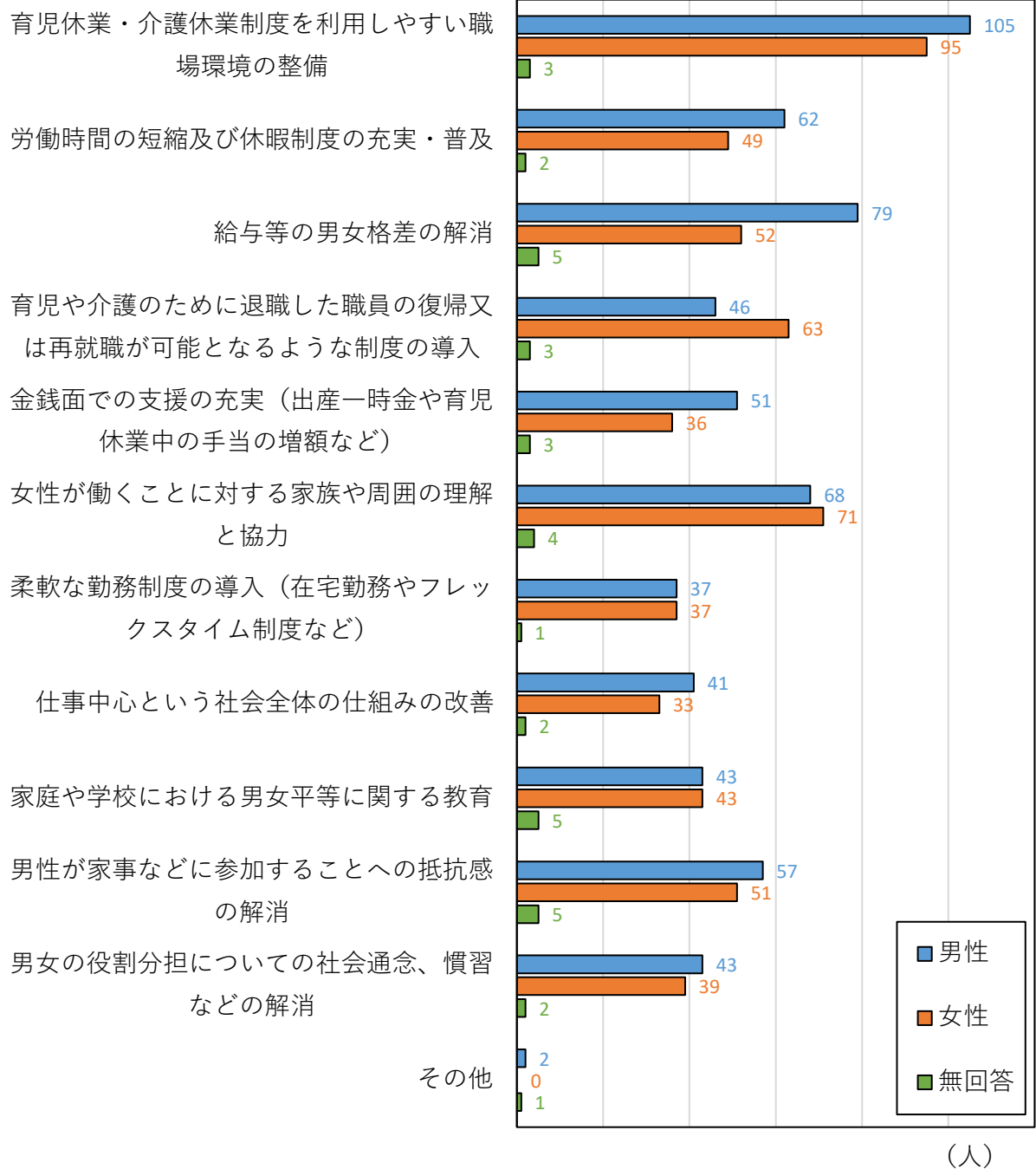


(人)

あなたは男性が家事・育児を行うことについてどのようなイメージをお持ちですか。（複数回答可）



女性も男性も仕事と家庭生活・地域活動を両立するために特にどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



【施策の方向】

事業番号	具体的な取り組み	内容	担当課
9	男性を対象にした育児への参画のための支援	男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行います。また、読み聞かせイベントや子育て親子の交流の場、子育てに関する情報の提供（母子手帳交付時に父親に対して「パパのイクメン手帳」を交付）を通じ、妊婦のサポートと、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。	福祉保健課
10	農林畜産業における男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	農業・林業・畜産業への新規就業希望者に対する情報提供・相談活動等を行うにあたり、男女共同参画の視点に立った就業支援及び広報・啓発を推進します。また、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定 ^{※5} の締結を支援、推進します。	農林振興課 農業委員会
11	男性の育児休業取得の促進	父親の子育て参画や子育て中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画について啓発を行います。また、男性の育児休業取得を促進するため「パパ・ママ育休プラス」（両親ともに育児休業を取得する場合の特例等）等の啓発を行います。	総務課
12	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるための事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態に関わらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。また、地域活動のために有給制度が活用されるよう促します。	地域振興課

【数値目標】

指標	現状	令和9年度の目標数値
男性の育児休業取得率 （椎葉村役場内）	0% （令和4年度）	20.0%

用語解説

※5 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

基本目標4

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備



【現状と課題】

すべての暴力は、その対象に年齢・間柄に関わりなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止と救済に向けた取り組みを進めることは、男女共同参画社会を形成していくうえでの喫緊の課題です。

特に、DV^{※6}やセクシャル・ハラスメントなどの被害者は多くの場合女性であり、その背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係の規範など性別に由来する構造的な問題があります。

しかし、これらを個人的な問題としてとらえる意識は根強く残っており、暴力が潜在化する大きな要因となっていることから、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという確かな認識を広めるための取り組みが重要です。

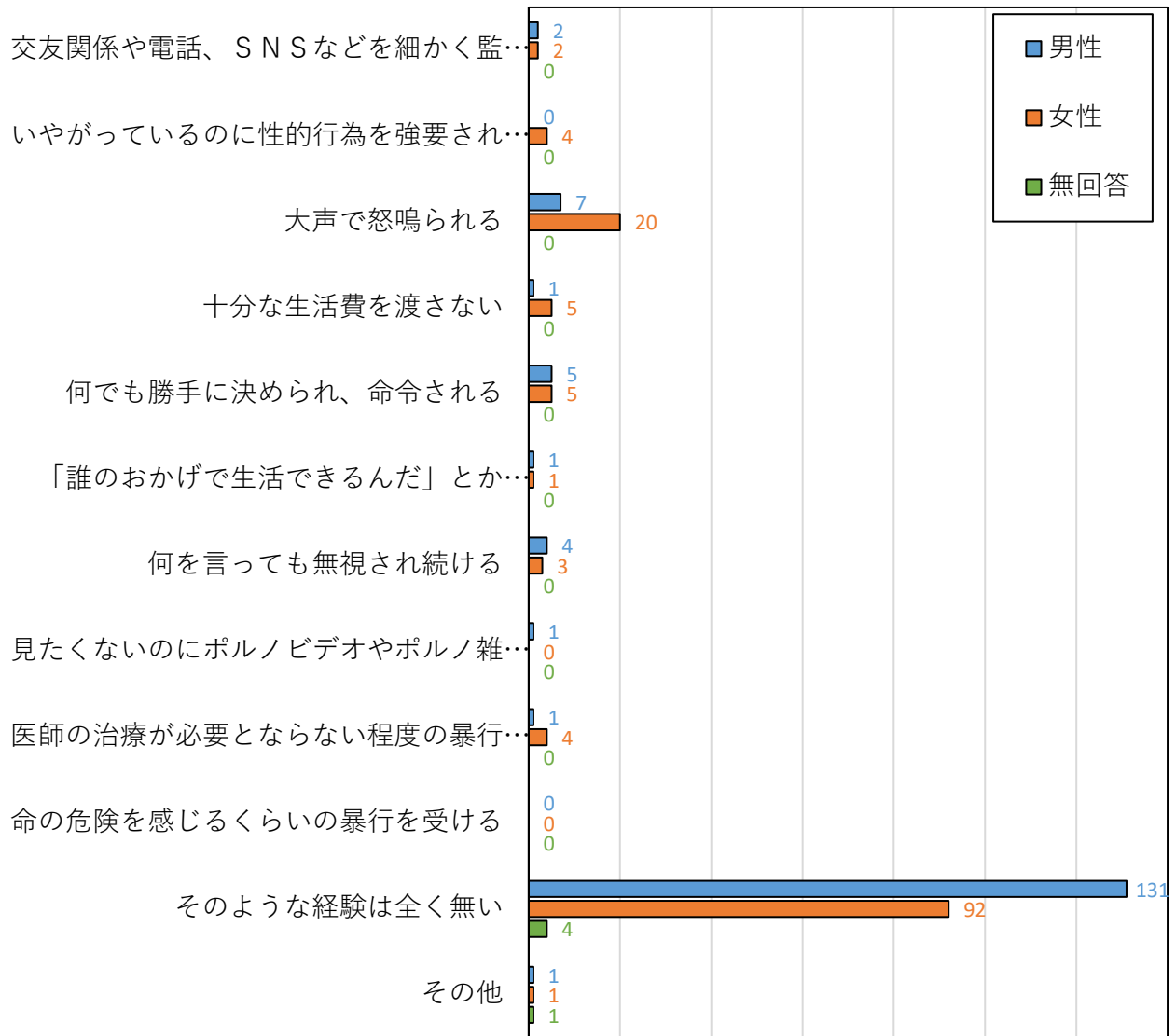
令和4年度に実施した計画策定に係るアンケートにおいて、夫や妻または恋人からの暴力の経験を尋ねたところ2割弱の男女が何らかの暴力を受けたことがあると回答しました。最も多かった回答は「大声で怒鳴られる」であり、男性よりも暴力を受けた経験があるという回答の多かった女性においては「何でも勝手に決められ命令される」や「十分な生活費を渡さない」といった回答も見られました。また、「身近なところ（学校・職場・地域活動）でセクシャル・ハラスメントを自分が受けたり、ほかの人が受けているのを見たり聞いたりしたことはありますか」という質問においては、3割の方が見聞きしたことがあると回答し、「自分自身が受けたことがある」という回答も見受けられました。

暴力には、殴る、蹴るなどの身体への暴力だけでなく、言葉や態度で精神的に追い詰めたりすることもあります。「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける」（身体的暴力）、「大声で怒鳴られる」（精神的暴力）、「嫌がっているのに性的行為を強要されたことがある」（性的暴力）、「十分な生活費を渡さない」（経済的暴力）、「交友関係や電話、SNSなどを細かく監視されたことがある」（社会的暴力）これらはすべて、「第2次男女共同参画基本計画策定に係るアンケート」において受けた経験があると回答があったものです。暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために広報啓発と学習機会の提供に努めます。また、配偶者等からの暴力や児童虐待に対する見守り体制の充実や相談しやすい環境づくり、相談に適切に対処できる体制の整備を関係機関と連携して行います。

用語解説

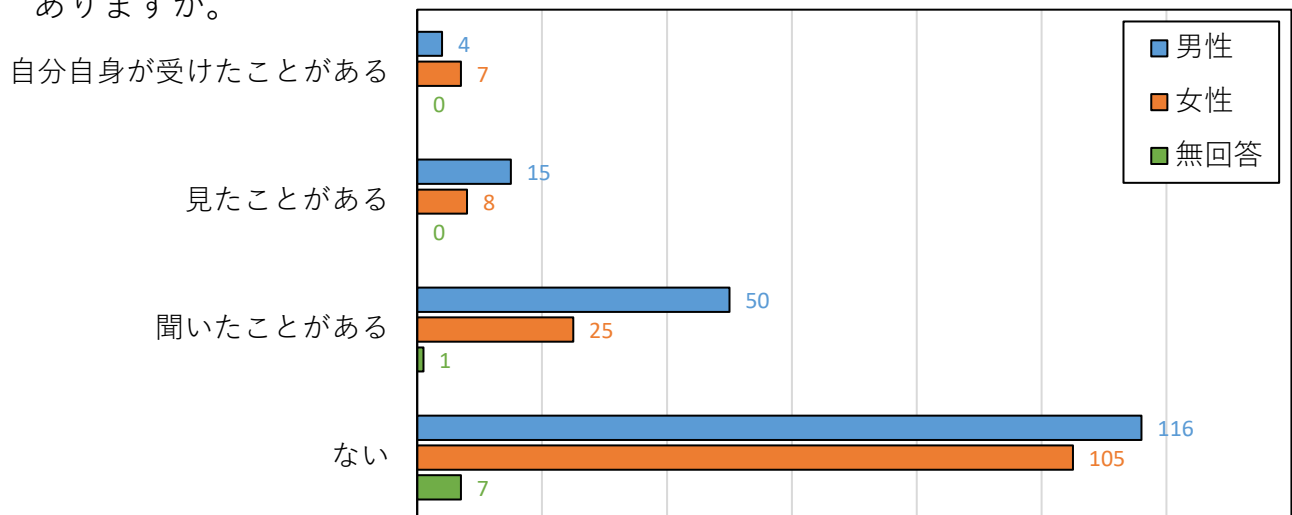
※6 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

あなたは夫や妻または恋人から次のようなことをされたことがあります



(人)

あなたの身近なところ（学校・職場・地域活動）でセクシャル・ハラスメントを自分が受けたり、あるいはほかの人が受けているのを見たり聞いたりしたことがありますか。



(人)

【施策の方向】

事業番号	具体的な取り組み	内容	担当課
13	学校、保育所等における子どもの行動等からの早期発見と対応の促進	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子、会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からのDVや虐待など早期発見に努め、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携に努めます。また、地域住民に児童虐待防止法に基づく通告制度の周知を進め、幅広い見守り体制の構築を進めます。	福祉保健課 教育委員会
14	保健・医療機関における早期発見と情報提供	医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、暴力、虐待などの早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、村や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度にかかる情報提供等の支援に努めます。	病院 福祉保健課
15	性別に起因するあらゆる暴力根絶のための啓発	配偶者等からの暴力（DV、デートDV ^{※7} ）やセクシャル・ハラスメント、虐待など、性別に起因するあらゆる暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるため、国や県が作成した啓発用リーフレット等をあらゆる機会積極的に配布、設置します。また、県男女共同参画センターや近隣市町村で開催される講演会や研修会の日程等の情報提供を行い、参加を促進します。	総務課
16	教育の場におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。	教育委員会

【数値目標】

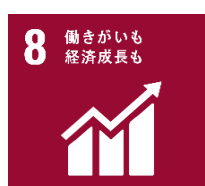
指標	現状	令和9年度の目標数値
身近なところでセクシャル・ハラスメントを受けたことも見聞きしたこともないと回答した人の割合	67.5% (令和4年度)	85.0%

用語解説

※7 デートDV：結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

基本目標5

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大



【現状と課題】

多様化する地域課題の解決に向けては、村政やあらゆる分野の政策・方針決定過程に、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していくことが必要です。

令和4年度に実施した計画策定に係るアンケートにおいて、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由を尋ねたところ、最も多かったのは「男性優位の組織運営」次いで、「女性側の積極性が十分でない」、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」となりました。

一方で、「家庭・職場・地域における性別役割分担や性差別の意識がある」の回答は全体の7%にとどまっており、性に起因する理由というよりも「積極性」に欠けていることが分かります。女性側の回答においては「女性の活躍を支援するネットワークの不足」という意見も多数見られたことから、公的・私的な面で支援する側の対策も必要であると考えられます。

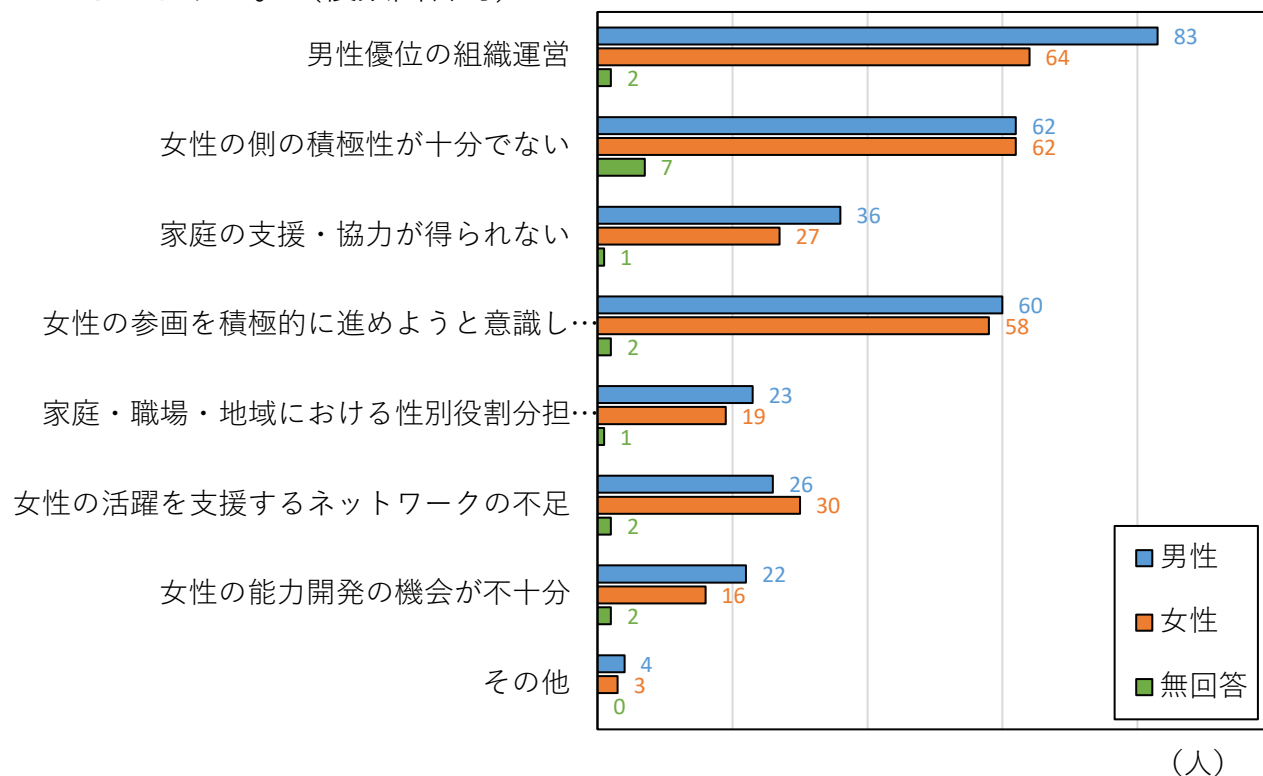
また、「女性の意見や視点をより一層村政に反映させるために有効な取り組みは何だと思いますか」という質問においては、男性で最も多かったのは「審議会・委員会等への女性の登用増」で、女性で最も多かったのは「女性議員の増員」となりました。

上記のアンケート結果を踏まえ、女性活躍の支援のために女性のエンパワメント^{※8}に向けた研修等の情報を提供し、人材育成を図ります。研修等を通じて女性側の積極性を育み、様々な分野における各種団体、審議委員会における、役員、委員への女性参画の促進を図ります。また、椎葉村役場内において、固定的な性別役割分担意識に基づく職域・職種・職階における偏りをなくし、バランスの良い職員配置、幅広い職務経験を積むことができるよう配慮し、職員の女性参画の意識を高め、職員と地域住民の関わりを通して地域社会全体の意識を高めることができるよう促します。

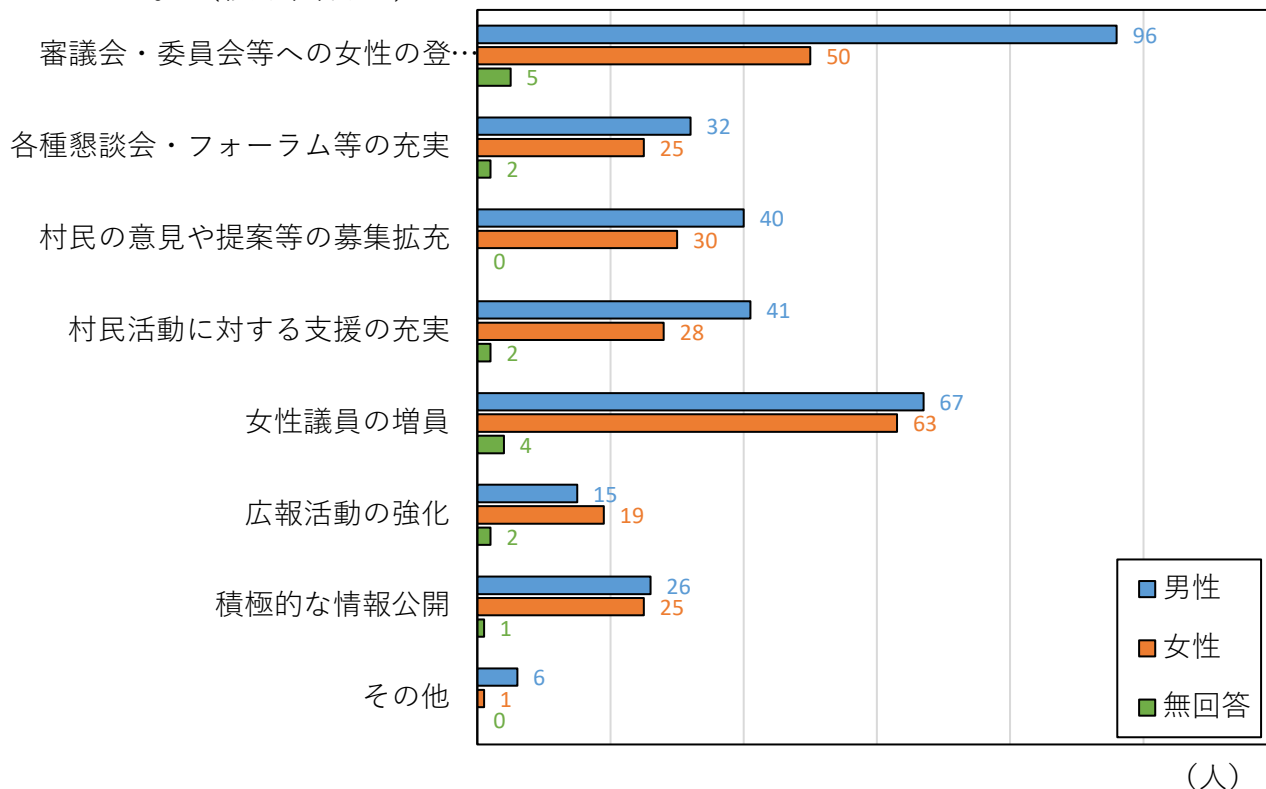
用語解説

※8 エンパワメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

政治や行政における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（複数回答可）



女性の意見や視点をより一層村政に反映させるために有効な取り組みは何だと思いますか。（複数回答可）



【施策の方向】

事業番号	具体的な取り組み	内容	担当課
17	行政職員における女性職員のグループ長配置への配慮	固定的な性別役割分担意識に基づく職域・職種・職階における性別による偏りをなくし、幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。	総務課
18	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた人材育成	女性の能力が発揮されることが各種団体の活動の活性化に不可欠という醸成を図りながら、女性のエンパワメントに向けた研修等の情報を提供します。	総務課
19	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場における様々な活動において、役員への女性の参画の促進について働きかけを行います。	教育委員会
20	各種団体や審議委員会等への女性の参画の拡大	農業や商工業、自治公民館、各種団体に対し、役員や委員への女性の参画の促進を働きかけます。また、審議委員会等において、関係機関や団体等へ女性の参画を促します。	関係各課

【数値目標】

指標	現状	令和9年度の目標数値
地方自治法に基づく審議委員会における女性委員の人数	13.9% (令和4年度)	35.0%

基本目標6

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備と地域づくり活動の推進



【現状と課題】

少子高齢化と人口減少社会の到来等本村を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応するため新たな地域づくりの展開が重要視されています。

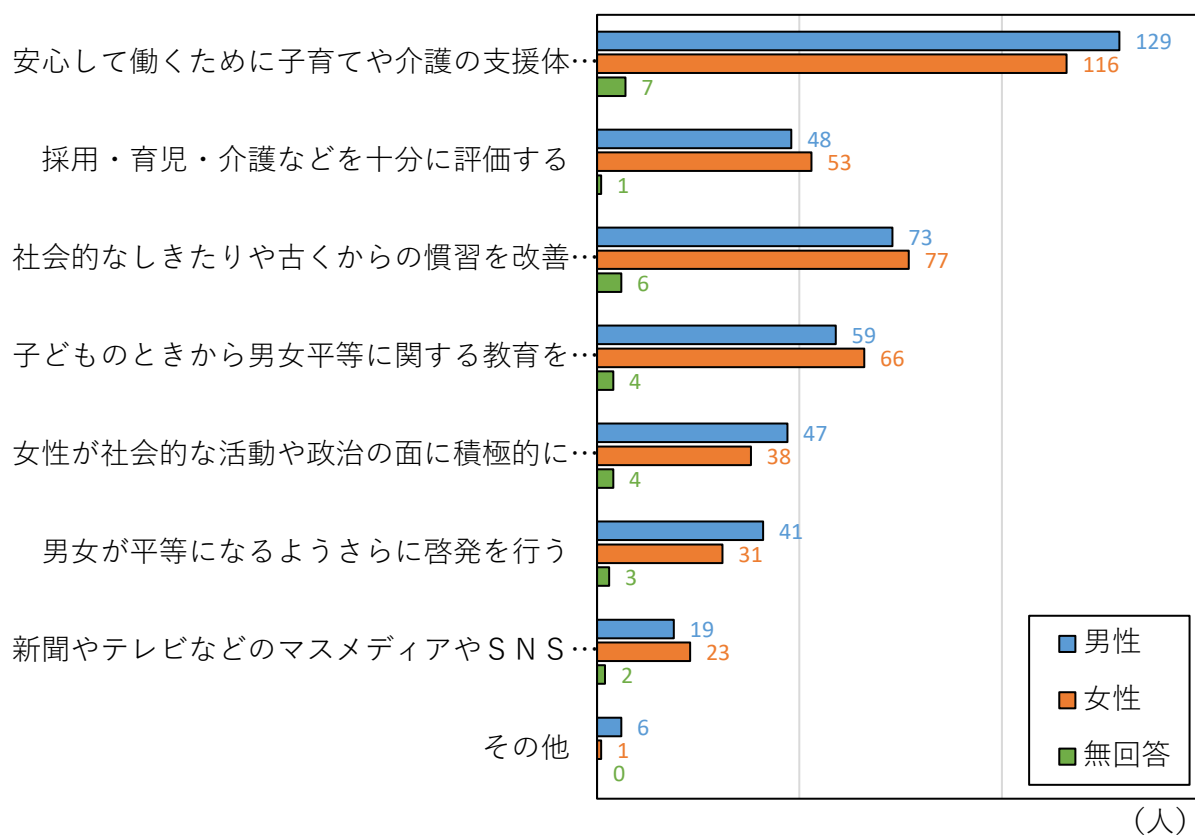
多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、住民1人1人の人権の尊重に根差した地域生活環境の整備を進めるためには、行政のみが公共サービスを提供するあり方から、自治会等の地域活動団体など多様な主体との協働による「新しい公共の創造」が求められています。このような新たな地域づくりの展開にあたっては、自らの地域を住民自らの「自助」「共助」で担う地域自治の力量形成に努める必要があります。また、本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政・住民・事業者等が一体となって、協働による推進体制により一層の整備に取り組みます。

令和4年度に実施した計画策定に係るアンケートにおいて、「今後男女があらゆる分野でもっと平等になるために特に必要だと思うことは何ですか」という質問に対し、最も多かったのは「安心して働くために子育てや介護の支援体制を充実する」となり、次いで「社会的なしきたりや古くからの慣習を改善する」となりました。「椎葉村はほかの自治体と比べて男女共同が進んでいると思いますか」という質問においては、女性の過半数が進んでいないと回答しており、性別に関係なく住みやすい椎葉村を作っていくためには、まだ多くの課題が残っていることが現状です。

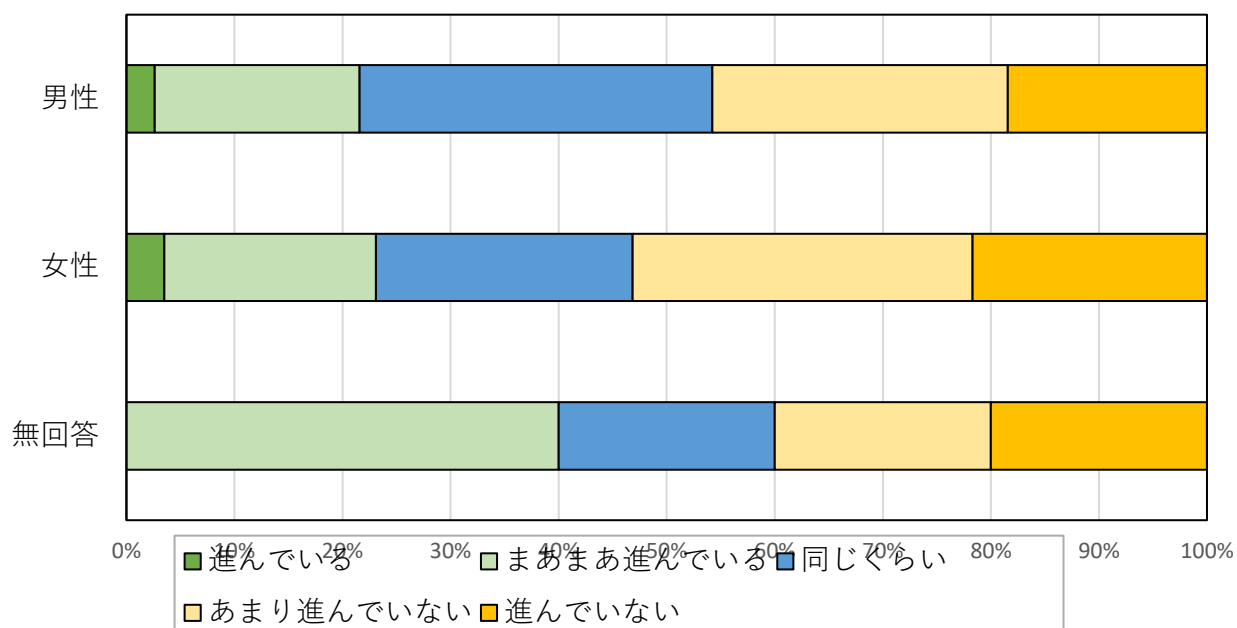
アンケートの結果から育児・介護の支援体制の充実に重点を置き、男女共同参画推進担当課の機能発揮の観点から、関係課と共同して支援の充実を図ります。

また、公民館活動や社会教育活動、地域における福祉活動など、様々な地域活動の場において男女共同参画の推進を行い、社会的なしきたりや古くからの慣習の改善につなげます。地域防災の場においても男女共同の視点を取り入れ、災害時に性別関係なく被害軽減に尽力できるよう努めます。

今後男女があらゆる分野でもっと平等になるために特に必要だと思うことは



椎葉村はほかの自治体と比べて男女平等が進んでいると思いますか。



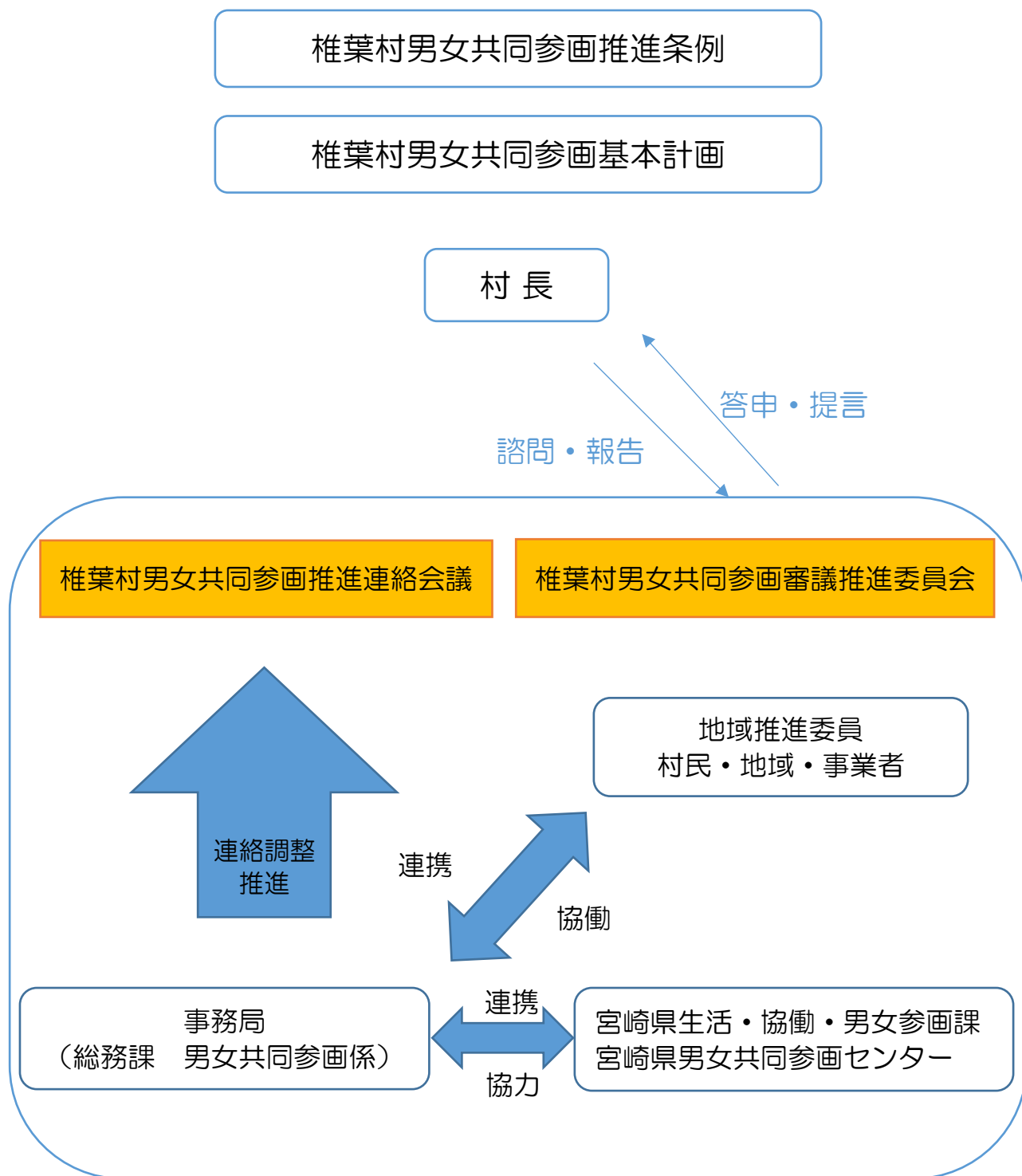
【施策の方向】

事業番号	具体的な取り組み	内容	担当課
21	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、村政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画審議推進委員会」「男女共同参画推進連絡会議」の機能発揮のため事務局機能を果たします。	総務課
22	意識調査の実施	男女共同参画についての村民の意識を把握し、今後の施策に反映するために2年に1度アンケート調査を実施します。	総務課
23	男女共同参画の視点を取り入れた防災活動	男女ともに災害や防災について意識し、被害を軽減できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動に努めます。また、女性の防災人材の育成や自主防災組織への参画を促進します。	総務課
24	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	地域における公民館活動や社会教育活動、いきがづくりや健康増進などの福祉活動等の場において、男女共同参画の意識を高めます。	教育委員会 福祉保健課

【数値目標】

指標	現状	令和9年度の目標数値
椎葉村の男女共同参画はほかの自治体より進んでいると回答した人の割合	22.7% (令和4年度)	50.0%

～推進体制～



参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 椎葉村男女共同参画推進条例
- 男女共同参画推進連絡会議設置要綱
- 椎葉村男女共同参画審議推進委員会設置要綱

■男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(2) 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮し、講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

(2) 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(4) 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

(5) 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

(2) 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

(4) 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- (2) 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- (2) 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- (3) 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- (4) 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (2) 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(2) 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(2) この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(3) この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

■椎葉村男女共同参画推進条例

(平成25年3月19日条例第14号)
改正 平成28年3月10日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 村民 村内に居住する者又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者をいう。)及び村内に活動拠点を置く団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 村内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 村は、村行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 村民は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めな

なければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第9条 村長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、村民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、椎葉村男女共同参画審議推進委員会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(事業者及び村民の理解を深めるための措置)

第10条 村は、広報活動及び啓発活動を通じて、基本理念に関する事業者及び村民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第11条 村は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第12条 村は、農山漁村をはじめとする地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者及び村民の活動に対する支援)

第13条 村は、事業者及び村民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第14条 村長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、村民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 村長は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、事業者又は村民から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 村長は、前項の申出を処理するにあたって、必要と認めるときは、椎葉村男女共同参画審議推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第15条 村は、男女共同参画を推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第16条 村長は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

第17条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第18条 村は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第19条 村長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 椎葉村男女共同参画審議推進委員会

(設置等)

第20条 村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議・推進させるため、椎葉村男女共同参画審議推進委員会（以下「審議推進委員会」という。）を置く。

(1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。

(2) 第14条第3項の規定による苦情の申出の処理に関すること。

(3) 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議推進委員会は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議推進委員会は、村長が委嘱する委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第22条 審議推進委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月10日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

■男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(平成24年8月29日要綱第45号)

改正 平成25年12月25日要綱第23号

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会基本法第9条の規定に基づき、椎葉村における男女共同参画関係施策を総合的かつ計画的に実施するため、椎葉村男女共同参画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置す

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る庁内連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は村長、副会長は副村長をもって充てる。

3 委員は課長(課長に準ずるものを含む。以下同じ)をあて、村長がこれを任命する。

(会議)

第4条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第5条 連絡会議は、男女共同参画に関する施策を調査及び研究するため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、結果を会長に報告するものとする。

3 分科会の委員は、村職員のうちから会長が指名する。

4 分科会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

■椎葉村男女共同参画審議推進委員会設置要綱

(平成25年1月10日要綱第1号)

改正 平成28年2月12日要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、椎葉村男女共同参画推進条例（平成25年条例第14号。以下「条例」という。）第20条に規定する男女共同参画審議推進委員会（以下「審議推進委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関し知識又は経験を有する者
- (2) 事業者が推薦する者
- (3) 公募の村民

（組織等）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議推進委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

■椎葉村男女共同参画審議推進委員

役 職	氏 名	地区
会長	甲斐 龍信	仲塔公民館
副会長	椎葉 佳代子	尾八重公民館
委員	那須 春子	上椎葉公民館
	那須 哲也	鹿野遊公民館
	椎葉 直美	尾向公民館
	椎葉 利徳	不土野公民館
	黒木 真澄	拇尾公民館
	椎葉 豊香	大河内公民館
	中瀬 京子	小崎公民館
	安藤 重美	松尾公民館